

カ山には堅固な要塞が築かれてゐる、この地帯の警備にはコルホーズ部隊が配備されてゐるとのことだ。

虎頭の旅舎ウスリー・ホテルは、そのかみの賭博場を旅館に改造したもので、この建物もまた密貿易に榮えた往年の虎林をしのばせるものだ。カンテラの灯のうす暗い部屋でオンドルの上にしつらへられた寢床に身を横たへた枕邊に、夜の街を巡邏する滿人警士の帶劍の音と、それにまじつて時折り野犬の遠吠えが聞えて来る。明くれば二十六日、雨は夜の間にはれて天氣快晴、輝く太陽の下に再び對岸を望見した。頭上には二臺のソ聯軍用機が爆音もすさまじく戦闘演習を行つてゐる。對岸は濕地に楊樹が密生し、二十數キロに亘つて鐵條網がはりめぐらされてゐる。ウスリー河岸において軍事的見地から最も重要な地點であるイマン市は、至れり盡せりの防備を施し、右岸のラゾの町とグラスキーの町には數萬の大部隊を配し、側面からイマン市を掩護せしめ、またイマンにも歩、騎、砲の混合部隊を駐屯せしめてゐる。一方イマン——ハバロフスク間の鐵道復線工事も着々進捗し、コンヂヤチエフカ附近の十數個の木橋と鐵橋の工事を残すのみで近くザバイカル、ウスリー兩鐵道の復線工事を完成するといはれてゐる。

虎頭から約五十軒上流の四道河行きの汽艇に便乗してウスリー江を遡航する機會を得たので、

黒パンとソーセイジとをカベン一杯につめてんで虎頭を發つたのが午前九時。時速三十キロの汽艇は日章旗を朝風にひるがへしつゝ楊樹の密生する中洲の間を縫つて進航する。時折り思はぬ怪物の出現に驚いた水鳥がパツと水面から飛び立つ。汽艇はゲ・ベ・ウとソ聯軍備の話題を乗せて、眞紅なソ聯領の航路標識と、滿洲國領の眞白な標識とを目あてに遡行を續ける。虎頭を發つてもものゝ三十分もたぬ間に對岸のゲ・ベ・ウは聯絡尾行をはじめた。雜木林の山も、濕地も、荒地もおかまいなしにゲ・ベ・ウは騎馬に鞭打つて河岸傳ひに我々の汽艇を監視しつゝ執拗にどこまでも尾行をつゞける。溯航二時間にして對岸ソ領にコルホーズとソ聯兵舎が散在する地域に達した。このコルホーズは五十キロ上流の興凱湖畔までウスリー江に沿つて建設されてゐるのだと云ふ。ゲ・ベ・ウはこれ等のソ聯農民が滿洲國領土内に逃亡するのを極度に虞れ嚴重な監視を續けてゐるのだ。途中ソ聯の砲艦二隻と遭遇した。そして重機關銃が我々の眼前をかすめて行つた。對岸の突端に高く聳ゆる望樓から鋭い監視の眼が我々の汽艇にそゞがれてゐる。陸地國境にも河川國境にも滿ソ對立の緊迫した空氣が漂つてゐる、今この河をはさんで生きた大きな二つの對立が歴史と共に續かんとしてゐる。

北鐵接收によつて赤系従業員たちが、赤旗とともに再び來らむと、激情と悲憤を殘して去つたボクラニーチナヤの町は、燦々たる五月晴の陽光を受け、山の斜面に建つ赤屋根の色と、今を盛りと咲き誇る山梨とリラの花が美しく調和して一幅の泰西の名畫を見るやうな和やかな街である。新緑の嫩芽の杜から流れて來るロシア寺院の鐘の音や、路傍のベンチでアコーデオンを抱へた白系ロシア人が、古いロシアの民謡をかきならしてゐる風景は、國境の街の空氣を和やかにしてゐる。綏芬河の町から一步山を越して國境附近に出で、ソ聯領を見渡すと眺望開けるところトイチカ陣地と飛行機の格納庫とが聳立し、まるで軍備の標本室の觀を呈してゐる。許しを得て何人と雖も立入り禁止の綏芬河驛から四軒餘り東方の第三トンネル山上に立つことが出來た。一人入らないウスリー鐵道の錆びたレールの上を矢のやうに走るガソリンカーの爆音が國境の溪谷にこだまして異様な緊張を感じる、ガソリンカーは刻一刻、危険區域に驀進して行くのだ。極東ソ聯軍がウラジオ背後の要害として戰備萬端を整へつゝグロデコヴォの前面だけに、この區域に配備されたソ聯軍は極度に尖鋭化してゐて、ソ聯人以外のものは發見次第に射撃するのだと東道役

の説明だつた。プリユツヘル元帥は極端な鎖國主義者で、このウスリー鐵道も昭和十二年一月二十一日に閉鎖してしまつた。これも極東に於けるソ聯軍備の漏洩を惧れての閉鎖である。第一トンネルを過ぎ第二トンネルにかゝる山陰に、ウスリー鐵道監視人のさゝやかな建物がある。ガソリンカーの爆音を聞いて赤系の兄妹の子供が飛び出して來て、ニツコリ笑つてリラの花束を片手に盛んに手招きをしてゐる。第二トンネルを潜るとグロデコヴォの平地に續く溪谷が次第に開け、遙か彼方に川らしきものが白く陽光に反射してゐる。舊税關の建物が谷間に物淋しく帝政時代の名残りをとめて朽ち果て、今はたゞ國境の山々から見下す標識の役目をつとめてゐる。第三トンネルの直ぐ手前でガソリンカーを乗り捨て、すみれや、ねぢあやめの咲き亂れたダンダラ坂を登り山の頂上に立つと、折柄附近を巡邏中の滿軍の監視兵に出會つた。雨の日も風の日も夏も冬も、この監視兵達はソ聯のゲ・ベ・ウの銃口に身を曝しつゝ起伏幾百里の國境を監視してゐるのである。第三トンネルと第四トンネルの間のラススイブナヤ溪谷を距て、彼我の陣地は對峙してゐるのである。ラススイブナヤ溪谷を走る鐵路上に白いポイントがある、この國境線の露と散つた滿ソ兵の死體をこの地點で交換する申合せが出來てをり、去る日グロデコヴォ駐屯ゲ・ベ・ウ司令官カワリコフ少將と、日滿側を代表したるS中佐とが、この地點まで靈柩車を仕立て、出

かけ、宗教のない赤い國の兵舎裏に横へられてゐた貴いわが勇士の屍體を手厚く引取り、わが方で悉ろに靈を慰めたソ聯兵の屍體が、宗教のないソ聯側にそれぞれ引渡されたのである。

第三トンネル山頂の左面溪谷越しの滿領高地は、かつて川口中尉が兵四名と共に不法越境して來たソ聯兵に狙撃され、愛馬と共に名譽の戦死を遂げた所謂川口山としてわれわれの記憶に新しい。この高地は條約上、滿洲國領土であるが、現在は日滿側の警備の手うすのため、不法越境して來るソ聯兵のため占據を蒙り勝である。この溪谷下流のグロデコヴォ平地に配備されてゐる萬餘の兵力と數百のソ聯軍用機は、虎視眈々として、國境の山ごしに日滿側に向つて何時でも攻勢に轉ずる戦備を完了してゐるのである。

國境の町、東寧に立ちて——火藥の山トーチカを見る

五月の陽光が燦々として新緑の山野に映え、山峽のせまらぎは流れ合つて綏芬河に注ぐ。われわれのトラツクはこの清らかな谷間の流れと共に、國境の心臟東寧(三岔口)の町に到着した。東寧と云へばロシアのトーチカ陣地を聯想し、トーチカと云へば東寧を聯想するほど東寧は國境の町としてわれわれの脳裡に深く刻み込まれてゐる。東寧の河ごしに見る起伏なだらかなソ聯

の高地は、いま萌え立つやうな新緑に包まれて軍馬の數頭が放牧してあるのを見受ける、南風は白い雲をソ聯領から滿洲國に靜かに吹き流してゐる。あの高地に、高地のどこに、砲火をもつてしても撃破することの出來ないトーチカが配列してあるのか、偽裝が巧みなので判然としない。國境は悠久な大地の神秘さのうちに、いつでも胸に鼓動のつきない民族のもつれに心をいためる關所であり、心の奥に強くにじみ出る祖國愛を、もつとも強く感ずるところだ。

緑に光るソ聯高地のトーチカは、近頃やつと冬から夏への偽裝を終つたそうだ、判然とはしないが、それらしい無氣味な起伏が、到るところに看取される。あの山にも、この高地にも、數段のトーチカが構築され、近代火器の火口とゲ・ベ・ウのグラスが、東寧の町を一目に見下してゐる。この陣地から何時近代火器の洗禮を受けなくても限らない。東寧の町はづれの舊税關は、ソ聯ゲ・ベ・ウ屯所になつてゐる。赤煉瓦の屋根の望樓から二つの眼鏡がうす氣味悪くわれわれをねらつてゐる。楊樹の枝間から屋根の赤旗がちらほらと見える。幾多滿ソの紛争を残した烏蛇溝は火藥の山の影をうつして靜かに流れてゐる。昨日は十七號界標附近に、ソ聯の騎馬兵十數名が越境して來て滿洲國軍のために撃退された。この前は高安村を通行中の軍用トラツクがソ聯陣地から機關銃の一斉射撃を受けた、高安村の滿人農夫五名は家畜と共にソ聯兵に拉致された。こう

した生々しい國境におけるソ聯兵の不法行爲を數限りなく聞かされ、實際にソ聯兵の銃火の洗禮を受けたのも東寧であつた。

東寧の町からポルタフカのソ聯兵舎と、飛行場の屋根が、白く陽光に光つてゐるのが見える。ポルタフカのソ聯兵團は、東寧前面の火藥の陣地に、戰車壕、自動車道路の建設を終り、一方トチカの山からは後方二十キロのニコリスクウスリースキーのソ聯兵團に通ずる軍用道路を殆んど完成してゐるのである。僅か數十米の烏蛇溝一つを距てた一觸即發の緊張は、火藥の山トーチカから近代火器が火蓋を切ることによつて破れるのだ。起伏幾十里のソ聯領高地には、厚味數キロの防禦陣地が建設され、ニコリスクを中心として數萬の兵力と推測し難い近代兵器が配備され、日一日と滿洲國の國境線に壓迫の度を加へつゝあるのだ。ソ聯兵達はいま、國境の山野に咲き誇る草花をふみにじり、悠久の大地の神秘を破壊して陣地を構築してゐる。

滿ソ國境に立つと、四つに組んだ二つの力が、何時、どんな機會から、均衡を失ふとも限らない際どい壓迫を感じる。虎頭でも、興凱湖畔でも、綏芬河の第三トンネルの突端に立つても、こゝうした國境の緊迫を感じたが、此處東寧では、いまにも爆發するやうな火藥の山に來た強い緊張感を禁じ得なかつた。

二、北滿の平和郷

白系ロシア人村

帝政ロシア時代のカザツク農民の生活は、北滿の邊境地方においてのみ觀られる。白樺の丸木小屋もベケツ片手に牛乳を搾つてゐる粗服のロシア娘も、颯爽として牛馬を追つて家路に歸るロシア少年も、平和郷に靜かに鳴りひびく寺院の鐘の音も、ロマノフ王朝時代そのものロシア農村風景である。

祖國の革命に親を失ひ、兄弟と別れ、ボルセヴィキに母國を追はれ、安住の地を求めて滿洲國に避難した所謂白系ロシア人が三河地方には約六萬人居住してゐる。これ等の亡命者達が今日の安住の地を建設するのに十數年の歳月を要したのである。この十數年間は彼等にとつては決して順調な時の流れではなかつたのである。革命を呪ひつゝ命ながら國境を流れるあのアルグン河の激流を渡つて、滿洲に難を避けたときは多くの人達は徒手空拳だつたのである。

一挺の手斧を生命として、白樺を伐採し、丸太を積重ねて土を塗りイスベ式の丸太小屋を建て

なければならなかつた。土くれの上に牧草を敷いただけの粗雑な丸太小屋で革命軍の弾に傷ついで呻吟する妻子や父母の看護、家畜の手入れ、開墾、播種、刈入れ等々呪はれた運命を嘆きつゝ、彼等は苦悶に苦悶を續け革命後十年の一九二九年に至つて漸くロシア人村としての形態を整へるまでに漕ぎつけたのである。この間彼等を慰めたものは名畫に見るやうな北滿地方の清澄な高原風景と、なだらかな山腹に咲きほころ可憐な草花と、色彩の多い空の星それに神の愛であつたのである。

氣にやむソ聯

ソ聯當局は反ソ分子によつて建設された在滿白系ロシア人の集團部落を極度に氣に病み、機會をみて襲撃殲滅せんと凡ゆる計畫を樹てゝゐるのである。革命後ソ聯にあつて官憲の壓迫と窮乏のドン底に喘ぐソ聯人にとつては、北滿各地の白系ロシア人の桃源境が強烈なる誘惑であり、この白系ロシア人村を目指してソ聯から脱走する者が増加することは、國內の窮乏を暴露することとなりその結果國防及び國內政策に多大の脅威を受けなければならなかつたからである。

偶々一九二九年の夏、舊滿洲政權が東支鐵道の武力占領を企圖したので、ソ支兩國の國交が杜

絶した。ソ聯革命軍當局は好機到來とばかり直ちに赤色バルチザンを組織し、かねて脅威を受けてゐた北滿白系ロシア人部落の殲滅を期すべく、アルグン河の急流を渡河して大舉彼等の集團部落三河地方に襲來し白系ロシア人が營々として築きあげた平和郷を一朝にして灰燼に歸せしめたのである。戦争、革命、亡軍、虐殺と呪はれた悲運を嘆きつゝ僅かに生き残つたエミグラント達は再び亡命當時の悲惨な境遇に叩き落されてしまつた。

更に彼等は一九三二年の秋、蘇炳文の叛亂に遭ひ、叛亂軍のため糧食その他の物資を強制的に徵發され三度悲惨な運命に泣かされ經濟恐慌に襲はれなければならなかつた。

その後滿洲國が建設され日滿討伐軍のため北滿各地の叛軍が一掃され治安が常態に復するや白系ロシア人達は、再び焼土と化した住民地の開拓を開始したのである。今日では滿洲國の構成分子として滿洲國の保護と支援の下に、ボルセヴィキの脅威を全く忘れて樂土移民地の建設に邁進し、朝は山頂の寺院から村々に鳴りひびく鐘の音と共に、神に祈りをさしけて野良に出で、夕には高原の夕陽を浴びて晩鐘を聞き一日の幸福を神に謝して家畜とともに家路に急ぐ楽しい生活をしてゐる。

三河白系ロシア人の單調な生活で唯一つの慰めであり楽しみとして待たれるのは日曜の禮拜日

である。この日は大きな部落では若い人達が村の辻々や寺院に集つて蠟燭の灯の下でペラライカを奏で、その音に和してカザツクダンスを深更まで踊りつゞけるのである。

滿洲國構成分子としての白系ロシア人

極東に於ける白系ロシア人の数は約十萬人と謂はれそのうち九割は北滿鐵道沿線、上海、天津を中心とする地方に居住してゐる。滿洲帝國に於ける白系ロシア人の数は最近に於ける調査によれば五萬三千八百二十三名でこの白系ロシア人は一九一七年、革命勃發以來十數年、海外に逃れて亡命國人として取扱はれ完全な保護機關を有せず流離のうちに慘苦を嘗め意識的にソ聯政權の倒壊を希望してゐるのである。就中在滿白系ロシア人はソ聯と地域接境の關係上その政治的影響を蒙ること多く、絶えずソ聯の壓迫を受け悲惨な状況にあるので、彼等はソ聯共産黨を覆滅し祖國を復興して政治的に經濟的にその地位の向上を圖るため積極的に反ソ運動を續け、各種の團體を結成して所謂白系ロシア人運動を持続してゐるのである。

現在滿洲に於ける白系ロシア人の政治團體は十ヶ團體を數へ得るがこの政治團體は王朝復興を最終の目的とするロマノフ王朝系統、フアツシスト政權の確立を標榜する露西亞フアツシスト黨

及び共和國建設を要望するデモクラシー派の三大系統があり、ロマノフ王朝系統は更にロシア國民同盟、軍事總同盟、セミヨノフ將軍系、正統王朝派の四大派に大別することが出来るのである。政治團體の主なるものは(一)ロシア國民同盟、(二)ロシア軍總同盟、(三)極東カザツク同盟(ザバイカルカザツク同盟)、(四)シベリヤ民族協會、(五)正統王朝派(キリール帝政協會)、(六)王朝軍人同盟、(七)ロシア軍人同盟、(八)全露フアツシスト黨等であるが、康徳元年末デイミトリ正教僧正はこれ等の團體を宗教的に綜合すべく運動し遂にこれ等を打つて一丸とする白系ロシア人の最高統制機關たる白系ロシア人事務局をヘルピンに創設した。かくて在滿白系ロシア人は王道治下に益々團結を固め滿洲國の構成分子として新しき生活に邁進してゐるのである。

附二、滿ソ國境關係條約

尼布楚(ネルチンスク)條約

一六八九年八月二十七日調印

(前文省略)

第一條 露西亞國と支那國との境界は「チエルナヤ」河附近に於て其の左岸が「シルカ」河(黒龍江の支流)に合する「ゴルビチア」河を以て之を劃す、同江の水源より海に至る境界線は同江の水源地たる山脈の頂上に沿ひ之を劃すべし、兩國の管轄區域はこれを分ちて前記山脈の南方斜面より流出し黒龍江に合する一切の河川又は水流の流域は之を支那帝國に、又前記山脈の北方より流出する一切の河川の流域は之を露西亞帝國の支配に屬せしむべし、露西亞國の「ウード」河と前記山脈との中間に横はる他の河川—黒龍江の附近より海に流出するもの—の流域にして現に支那國の支配の下に在るもの、管轄權の問題は後日に之を議るべく本

問題に付露西亞國大使は現在露西亞國皇帝よりの明確なる訓令を有せざるを以て今後兩國大使が各自國に歸國の後露西亞國皇帝及支那國皇帝は互に全權委員を派遣するか又は文書の往復に依り親交の條件を以て之を決定すべし

第二條 黒龍江に流入する「アルグン」河の全線は同様に兩國の境界を劃す、その左岸の地域は支那國皇帝の支配の下に、其の右岸は露西亞國皇帝の下に置かるべし其の南方の住民は北方に移住せしむべし

第三條 露西亞國皇帝陛下の建造せる「アルバヂン」の城邑は全然之を破壊すべく其の住民は一切の軍用及其の他の貯藏品を携帶せしめ露西亞國領域へ移住せしむべし該移住民は其の一切の財産を携帶することを得べく差押に係り之等住民に損害を蒙らしむることを得ず

第四條 本條約の日附以前に一方の地方より他方の地方へ逃亡し定住せる者は現在の儘定住することを得べく何れの側よりも其の引渡を請求することなかるべし但し本條約の日附後何れかの締約國に逃亡する者は遲滯なく之を國境に送還し且つ直ちに地方の長官に引渡すべし

第五條 兩國政府は本條約締結の時より兩國の臣民は正當の旅行券を所持するに於ては私

用のため及商業を営むため國境を越え往來することを得べきことを約す

第六條 (前略) 支那國皇帝が兩國使臣の協定せる前記國境條約の規定を石碑に彫刻し標記として之を國境の或地點に存置せむと欲するときは自由に之を爲すを得べく之を爲すと爲さざるとは全然支那國皇帝の任意とす

恰克圖條約

一七二七年露曆十月二十一日「ネルチンスク」に於て調印

一七二八年六月十四日恰克圖に於て批准書交換

大清帝國皇帝陛下の勅令に従ひ左の全權委員は平和條約を締結し及國境劃定のため集合せり

樞密顧問文官懲戒裁判所長内務大臣參與「チャビナ」

樞密顧問邊疆諸省管轄裁判所長赤旗將軍「ツウグー」

兵部次官「ツウリチン」

露西亞國全權大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ、ウラジスラウイチ」

右兩帝國の全權は「ネルチンスク」に會合し平和條約締結及國境劃定のため左の協定を爲せり

第一條 本新協定は兩帝國の間に恒久の平和を鞏固ならしめむがため特に締結せられたるものにして爾今永久に兩國は其の臣民の安全を保持し善く兩國の和親を尊重し如何なる反抗的事件も發生し得ざる様嚴重に各自の臣民を統轄するものとす

第二條 今和親を更新するに方り兩國は兩國間に發生したる過去の事件を回顧するを欲せず又今日までに逃亡したるものは返還せらるゝことなく從來の儘に放置せらるべし但し今後逃亡するものあるときは如何なる形式に依るも之を妨止し兩國は其逃亡者を熱心に搜索且逮捕して國境の人民に引渡すべし

第三條 露西亞大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ、ウラジスラウイチ」は支那大官等と左の如く協定す

兩帝國の國境の劃定は極めて重要な事件にして現場が踏破せらるゝに非ざれば之を行ふこと不可能なり故に露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ、ウラジスラウイチ」は國境に赴き支那侍從武官「チエルフ」及近衛將軍「ベジュージ」及兵部次長「ツウリチン」と協議し兩國の國境を左の如く協定す

恰克圖河畔に於ける露西亞國衛舎と「オロゴイト」山上に在る支那國石造衛舎との間に横はる土地は之を等分に兩分し中間に境界標として一個の衛舎を建て同地點に兩國の交易場を設置すべく同地點に國境確定のため兩國より委員を派遣すべし

國境は前記地點より東方に向ひ「ブルグテイ」山嶺に沿ひ「キランスク」の衛舎に至るべし「キランスク」衛舎より「チコイ」、「アラ、ハダイン、ウス」に沿ひ之等四個の衛舎の反對の側に在る「チコイ」河の一部を國境と定む、「アラ、ハダイン、ウス」より蒙古「ウブール、ハダイン、ウス」の衛舎に至り「ウブール、ハダイン、ウス」より「ツアガン、オラ」の地なる蒙古の衛舎に至る迄露西亞國臣民の占有せる土地と支那國臣民たる蒙古人の衛舎との間の總ての砂漠地は恰克圖に於けると同様之を等分す、即ち露西亞國臣民の移住せる土地に近く山脈、連山及河川の存するときは此等を境界標と定め同様に蒙古衛舎に近く山脈、連山及河川の存するときは此等を境界標と定む但し山脈及河川の存せざる平坦なる土地に於ては之を等分して境界標を建設す

兩國全權は所謂「ツアガンオラ」の衛舎より「アルグン」河の岸迄赴き蒙古の衛舎の背後に存する土地を調査して國境を定むべし、恰克圖と「オロゴイト」との兩地間の境界として

建設せられたる國境衛舎より始まり「オロゴイト」、「チーメレ、コブノフ」、「ピチツク、ホシエグ」、「ベレソツオロ」、「クークーチエロツトイン」、「ホンゴールオボ」、「ヤンホルオラ」、「ボオスンアマ」、「グンドザンオラ」、「フツガイトオラ」、「コビモウロウ」、「ブグツダバガ」、「エコウテンマオイモウロウ」、「ドシトダバガ」、「キシニクツダバガ」、「グルビダバガ」、「ヌクツダバガ」、「エルギグタルガク」、「ケンゼマダ」、「ホニンダバガ」、「ケムケムチツクボム」、「シヤビナダバガ」の諸山に沿ひて西方に向ひ此等諸山の山嶺に沿ひて中央に分界をなし之を國境とす、此等諸山の山嶺の間に山脈及河川の存するときは其の山脈及河川は之を等分し其北側は露西亞國領として南側は支那國領土とす、全權は分界を明記し且其圖面を作成し相互に右文書及圖面を交換して各自の大臣の許に持参せり卑賤の輩にして兩帝國の劃定せる國境の間に於て盜賊の目的を以て徘徊し土地を占有し若は右地域内に天幕小舎を建設せる者は之を搜索し各其屬する遊牧地に移せり、又國境地域を安寧ならしめむがため國境地域を徘徊する兩國臣民も亦之を搜索して各其屬する天幕地に歸屬せしめたり

黑貂五枚を貢獻したる兩國の「ウリヤンヒ」族は將來も從前通り其舊首の管下に殘留すべし但し黑貂一枚を貢獻したるものは國境協定の成立したる日より將來永久に右貢獻を免除さ

るべし右證據のために調書を作成し之を兩國の間に交換すべし
第四條—第十一條省略

瓊 瑋 條 約

一八五八年五月十六日瓊瑋に於て調印

一八五八年六月二日清國皇帝批准

一八五八年七月八日露國皇帝批准

大露西亞帝國は東部西北利西總督「アレキサンドル、ニコライエウイツチ」皇帝附侍從武官陸軍中將「ニコラス、ムラヴィエフ」を其代表者とし、大清帝國は侍從武官黑龍江將軍奕山を其代表者とし各其人民の利益の爲に兩帝國間に恒久且最も緊密なる友誼を確立せむことを希望し左の如く協定せり

第一條 黑龍江の左岸にして「アルグーン」川より黑龍江の河口に至る迄は露西亞帝國に所屬し其右岸江に沿ひて烏蘇里河に至る迄は大清帝國に屬するものとす、烏蘇里河と海洋との間

に介在する地域は前記二國の國境の確立を見る迄從來の通り兩國の共有するところとす、黑龍江、松花江並烏蘇里河の航行は之を清國及露西亞兩國の船舶に對してのみ許容す、右諸河川の航行は他の凡ての國家の船舶に對して之を禁止す「ゼイア」河より南方「ホルモルジン」村に至り黑龍江左岸に住居する滿洲の住民は滿洲政府統治の下に永久其舊居を保持することを得べく露西亞住民は右に對して何等侵犯することを得ず

第二條 兩國臣民の和親のため烏蘇里河、黑龍江並松花江の河岸に住居する兩帝國の臣民は相互に商取引を行ふことを許し且當局は右兩岸の取引業者を保護するものとす

第三條 露西亞帝國全權陸軍中將「ムウラヴィエフ」及大清帝國全權黑龍江將軍奕山に依り、一致協定せられたる諸條項は確實に且不可侵に永遠に實行せらるゝことを期す、之がため陸軍中將「ムウラヴィエフ」は露西亞帝國を代表して露西亞語及滿洲語を以て作成せられたる本條約の一通を大清帝國を代表する將軍奕山に手交し將軍奕山は大清帝國を代表して滿洲語及蒙古語を以て作成せられたる本條約の一通を露西亞帝國を代表する總督「ムウラヴィエフ」に手交せり

本條約に記載せる一切の條項は兩帝國の國境に住居する住民に告示するものとす

一八五八年五月十六日璦琿市に於て

ニコラス、ムウラヴィエフ(印)
ピエール、ベロフスキイ(印)
奕
山(印)
ジ
ラ
ミ
ン
ガ(印)

天津條約

一八五八年六月十三日天津に於て調印

全露西亞國皇帝陛下及支那國皇帝陛下は露西亞國間の相互關係を確立し且兩國の利益のため新規定を制定するの必要を認め之がため各左の全權委員を任命せり
全露西亞國皇帝陛下

侍從武官長 海軍中將露西亞國太平洋艦隊司令長官支那國駐露西亞帝國全權委員

伯 爵 イウフイミウス、プーチヤチヌ

支那國皇帝陛下

東閣大學士總理刑部事務 柱

吏部尙書鑲藍旗漢軍都統 花

右全權委員は各自國政府より付與せられたる全權に依り左の條項を協定せり

第一條—第八條省略

第九條 支那國及露西亞國間の國境の未だ劃定せざる部分は之を遲滞なく現場に於て審査すべし

兩國政府は之がため委員を任命し右委員は境界線を劃定し且該境界劃定に關し追加條款として本條約に附屬すべき協約を締結すべし、而して後境界に關する地圖及明細書を調製し後日の證據書類となすべし

天津條約追加條約 (北京條約追加)

一八六〇年十一月十四日北京に於て調印

第一條 一八五八年五月十六日璦琿に於て締結せられたる條約第一條を明確にし且同年六月一

日天津に於て締結せられたる條約第九條を實施するため左の如く定む

今後兩帝國の東洋に於ける國境線はシルカ河とアルグン河との合流點を起點とし黒龍江に沿ひ同江と烏蘇里河との合流點に至るものとす。黒龍江の左岸(北方)に位する地方は露西亞帝國に屬し、其右岸(南方)に位する地方は烏蘇里河との合流點迄支那帝國に屬す。更に烏蘇里河合流點よりヒンカイ湖に至る烏蘇里河及スンガチャ河に沿ふ國境線の右岸に位する地方は露西亞帝國に、其左岸は支那帝國に、更に兩帝國の國境線はスンガチャ河が其水源よりヒンカイ湖を越えベレンホウ河に向ひ同河の河口より山嶺に従ひハウプトウ河の河口に至り、同處より琿春河と該河より圖們江に至る迄の海と間の山脈を以て之を劃す。該全線も同様に其東部に位する地方は露西亞帝國にその西部に位する地方は支那帝國に屬す。前記の國境線は圖們江河口より二十支里の海上に及ぶものとす

尙天津條約第九條の實施を確認するため地圖を作製し國境線を明瞭ならしむるため赤線を以て之を記入し且つ露西亞語アルファベットを以て地名を記入すべし、(中略)國境標を建設したる後は前記國境線は之を永久に變更すべからず

第二條 從來確定せざる西方の國境線は今後山脈及大河流の方向並事實上支那國境衛兵の駐屯

せる線に依り之を定むべし即ち恰克圖條約の締結後一七二八年に建設せられたるシャピンダベガと稱する國境標の最後のものを起點とし西南に向ひサイサン湖に至り同湖よりイシク、クウル湖の南方に位する山脈を経て浩罕の屬領に至る線を以て之を定む。

第九條 (省略)新國境線の確定を定むる現協定に依りネルチンスク及恰克圖に於て締結せる條約及其追加條約に依り定むる舊規定は今後之を適用せず(省略)

奉 露 協 定

一九二四年十月八日奉天に於て調印

第三條 境界

兩締約國政府は兩國の組織する委員會により其の境界を更めて劃定することを約す。右劃定に至る迄は現在の境界を維持するものとす。

参考文献

- 滿洲東部國境の地理的考察
露西亞の極東侵略(黒沿の部)
國境政治地理
北支、シベリヤ、蒙古
ロシヤ史(全譯)
近世中國史
東洋史
滿洲史研究
滿洲發達史
日清戰役後に於ける支那外交史
- 滿鐵調査課 増田忠雄氏著
滿鐵東京支社 宮崎正義氏著
岩田孝三氏著
佐藤弘氏著
ボクローフスキイ著
風間 卓氏著
及川儀左衛門氏著
歴史研究會編
稻葉岩吉氏著
東方文化學院京都研究所(研究報告第九冊)

黑龍江系水路誌
滿洲通史

北鐵を中心とする露支勢力の消長 上、下卷
露西亞史講話
護れ國境五千キロ

ソ聯邦の支那滿洲の共產運動
支那及滿洲關係條約及公文集
昭和六年以降國境關係新聞切抜

滿鐵調査課編

及川儀左衛門氏著

滿鐵哈爾濱事務所編

齋藤清太郎氏著

滿洲國通信社出版部編

大阪對支經濟聯盟編

外交時報社編

筆者所有



昭和十四年八月十六日印刷
昭和十四年八月十九日發行

滿ソ國境紛争史

定價金 貳圓

著者 中村敏

發行者 山本三生

印刷者 森島金治郎

發兌 改造社

東京市芝區新橋七丁目十二番地
振替東京八四〇二番
電話芝(43)一一二一四番

(長谷部製本)

(所刷印島森堂友兩)

法政圖第一課
32.8.27
調查立法考查局



昭和十四年十一月廿六日
二牧新之助

